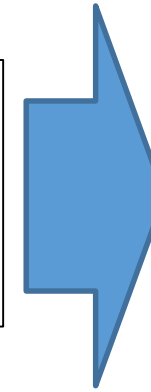


中小企業等収益力向上事業費補助金の制度概況

【補助制度の特長】

- 事業者（申請者）は伴走支援者（産業支援機関及び金融機関）の支援を受けながら、事業を実施
- 補助事業は1年間又は2年間の選択が可能。事業終了後は伴走支援機関による1年間のフォローアップ

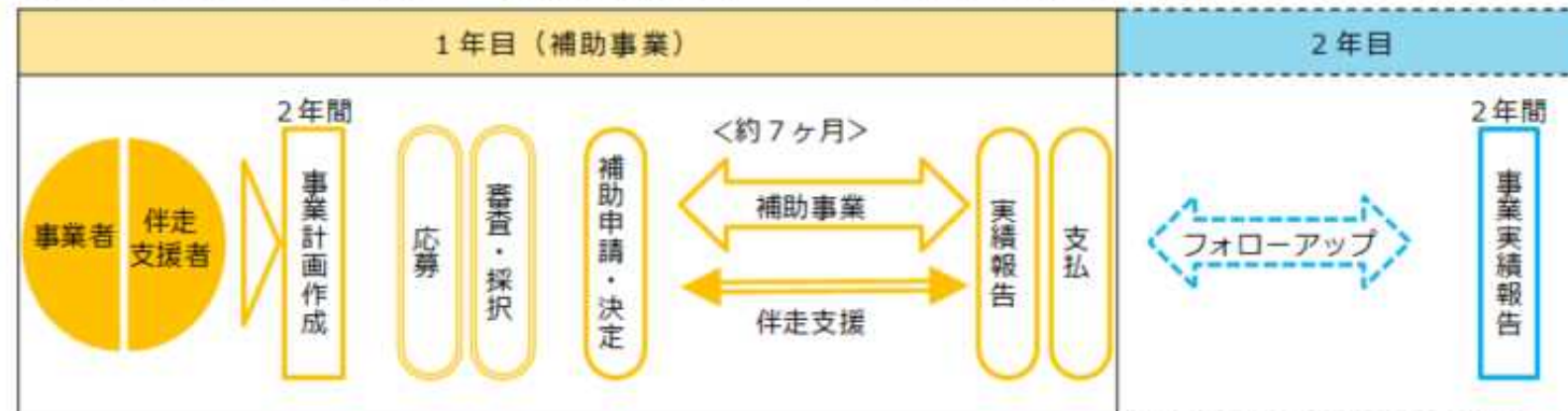


着実な補助事業 計画の実現

【数値目標】
付加価値額 平均3%/年 又は
従業員1人あたり付加価値額 平均3%/年

【手続き全体の流れ】

＜補助事業1年の場合＞ 補助事業1年 + 事業終了後1年間のフォローアップ



＜補助事業2年の場合＞ 補助事業2年 + 事業終了後1年間のフォローアップ



補助対象事業及び対象者

補助対象事業

付加価値の向上を目標とする 2 ～ 3 年間の事業計画を策定して行う下記の事業

- (1) 承認された経営革新計画に基づく事業
- (2) 収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業
 - ① 既存事業とは異なる新たな事業
 - ② 既存事業の高度化に資する事業

補助対象となりうる者

- ・ 株式会社、合名会社、合資会社、
合同会社
- ・ 特例有限会社
- ・ 個人事業主（農業従事者等を含む）等
- ・ 経営革新計画の申請対象となる組合 等

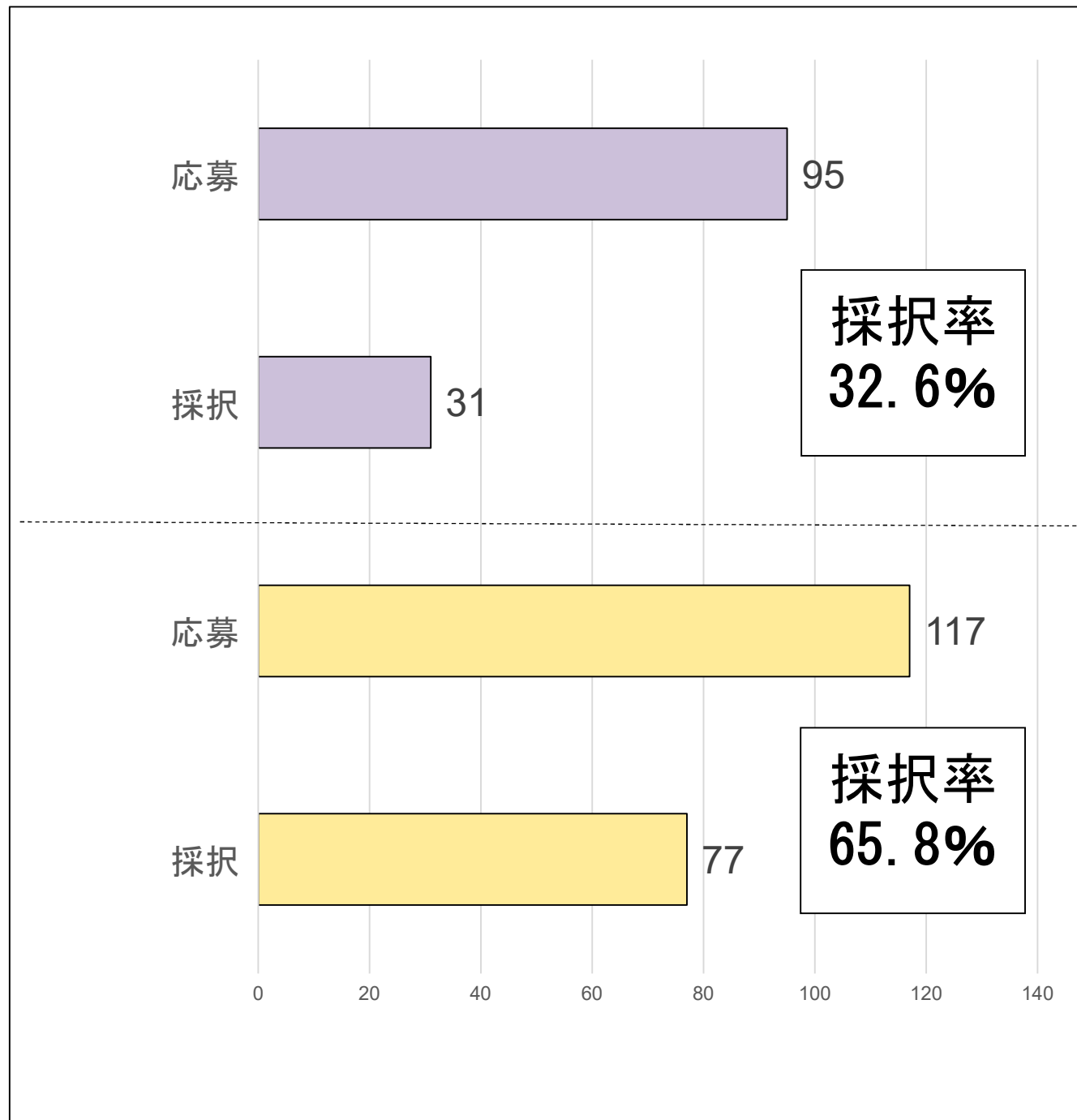
補助対象とならない者

- ・ 大企業（みなし大企業を含む）
- ・ 特別の法律により設立された法人
（医療法人、宗教法人、学校法人、
農事組合法人、社会福祉法人など）
- ・ 創業者で第 1 期の決算を終えていないもの
（法人成り等による場合であって、指標値と
しての直近期末の数値が特定できる場合を
除く）
- ・ 任意団体
- ・ 実態のある事業を営んでいない事業者
- ・ 収益事業を行っていない法人
- ・ 運営費の大半を公的機関から得ている法人

○経営革新計画策定済事業者には優遇措置（審査加点）を実施し、経営革新計画の実効性向上に貢献
（加点措置の対象となる計画は、原則として令和 7 年 4 月 30 日までに承認された計画）

R 6 中小企業等収益力向上事業費補助金の概況

経営革新計画承認案件の状況



- 応募件数212件のうち、経営革新計画の承認を受けていたものは117件
- 採択件数108件のうち、経営革新計画の承認を受けていたものは77件
- 経営革新計画の承認を受けていたものは65.8%が採択されている
- 経営革新計画の承認を受けている案件は、承認の過程で現状や課題分析ができていたため、事業計画も内容が充実している



審査でも高評価

通常枠とD X推進枠との比較

令和 7 年度
D X 推進枠の新設



D X 推進に係る事業を重点的に支援することで
中小企業等のデジタル技術の実装を後押し

区分	通常枠	D X 推進枠
補助対象事業	付加価値の向上を目標とする 2 ～ 3 年間の事業計画を策定して行う下記の事業 (1) 承認された経営革新計画に基づく事業 (2) 収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業 ①既存事業とは異なる新たな事業 ②既存事業の高度化に資する事業	左記の(1)又は(2)の事業で、デジタル技術（A I、I C T、I o T、ビッグデータ、R P A 等）を活用した新たな商品・サービスの開発、業務の効率化・高度化等に取り組む事業
補助額	一事業者あたり上限 5 0 0 万円 (下限 5 0 万円)	一事業者あたり <u>上限 7 0 0 万円</u> (下限 5 0 万円)
補助率	補助対象経費（税抜き）の 1 / 2 以内（千円未満切り捨て）	
経費等	機械装置費（補助対象経費の 1 / 2 以内）	<u>機械装置費（制限なし）</u>
募集期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）10 時～令和 7 年 5 月 20 日（火）17 時	

中小企業等 収益力向上事業費 補助金

補助率1/2以内、補助上限額 最大700万円 (下限額50万円)

商工団体や金融機関等の伴走支援機関が
応募から事業完了まで支援

新たな商品・サービス開発等を支援

DX推進枠を新設！
中小企業等々のデジタル技術の
実装を後押し



DX推進枠の対象事業イメージ(例)

例1	塗装業者がAIにより 熟練職人の技術を再現する 塗装ロボットを開発し、販売	塗装ロボットの試作品の製作 (委託・外注費)
		試作ロボットを紹介するため、 展示会等に出展(展示会出展費)
		塗装ロボットを紹介する ホームページを作成(広報費)
例2	訪問看護事業者が AIとIoTカメラを連動させた 見守りサービスを提供	見守りシステム構築のための 専門的助言(専門家謝金・旅費)
		IoTカメラを購入(機械装置費)
		新サービスを紹介する ホームページを作成(広報費)

申請～交付決定の
スケジュール(見込み)

令和7年4月1日(10時)
～5月20日(17時)

応募開始・応募締切

令和7年6月中旬
～6月下旬頃

採択者決定

順次

交付申請・交付決定

補助事業開始

事業概要

中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けて、物価高騰等による経営環境の変化に対応し、商工団体等による伴走支援のもとで、独自の技術やサービス展開を目指す取組を支援します。

区 分	通常枠	DX推進枠
補助対象者	県内に主たる事務所(又は主たる事業所)を有する中小企業者等	
補助対象事業	付加価値の向上を目標とする2～3年間の事業計画を策定して行う下記の①又は②の事業 ①は審査加点あり ①承認された経営革新計画に基づく事業 ②収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業	左記の①又は②の事業で、デジタル技術(AI、ICT、IoT、ビッグデータ、RPA等)を活用した新たな商品・サービスの開発、業務の効率化・高度化等に取り組む事業
事業計画	【計画期間】 補助事業期間(1年又は2年間)+1年間のフォローアップ 【数値目標】 計画期間の終了時点で、付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額について、年率平均3%以上の増加	
補助額	上限500万円(下限50万円)	上限700万円(下限50万円)
補助率	補助対象経費(税抜き)の1/2以内(千円未満切り捨て)	
伴走支援	商工団体や金融機関等による伴走支援が必須 ※応募から事業実施、実施報告、フォローアップ期間満了までを支援	
補助対象期間	交付決定日から令和8年3月31日(火)まで ※補助事業期間が2年間の場合も、年度ごとに審査・交付決定します。	
補助対象経費	専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、原材料費、機械部品又は工具器具費、機械装置費(※)、産業財産権等の導入に要する経費、委託・外注費、展示会等出展費、資料購入費、通信運搬費、借料、調査研究費、雑役務費、広報費、通訳・翻訳料	
※経費の制限	機械装置費 制限あり (補助対象経費の1/2以内)	機械装置費 制限なし
募集期間	令和7年4月1日(火)10時～令和7年5月20日(火)17時	
応募方法	ふじのXに電子申請サービスから申請	

詳細については、県ホームページをご覧ください。
URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1062522.html>

静岡県 中小企業等収益力向上補助金 検索

